

作名

Vol.933 2025.8.19

#### ネットジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2025年8月4日号 長期金利1.6%到達は 通過点か? ~今後の金利見通し

経済・金融フラッシュ 2025年8月15日号 英国GDP

(2025年4-6月期)

~前期比0.3%でプラス成長を維持

#### 経営TOPICS

統計調査資料 **景気動向指数** (令和7年6月分速報)

#### 経営情報レポート

持続可能な社会を実現する 中小企業が取組むべき グリーントランスフォーメーション

#### 経営データベース

ジャンル:入社・退職・休職 > サブジャンル:労働時間 出張から帰社後の不就労時間の取扱い 残業時間の信憑性に疑問がある場合





ネット ジャーナル

## 長期金利 1.6% 到達は通過点か? ~今後の金利見通し

本レポートの文書(画像情報等含む)に関する著作権は、すべてニッセイ基礎研究所に帰属し、無断転載を禁じます。

ニッセイ基礎研究所

#### 1 トピック:長期金利 1.6%到達は通過点か?

長期金利(10年国債利回り)は上昇した後に高止まりしている。7月下旬には一時1.6%台に乗せ、リーマンショック直後にあたる2008年10月以来、約17年ぶりの高水準を記録した。足元では、先週末に発表された米雇用統計の大幅下方修正を受けてやや低下したが、1.5%付近で高止まりしている。

筆者は3月上旬に長期金利が1.5%に 到達した際に、金利見通しに関するレポートを執筆したが、その後の様相がやや 異なってきており、金利水準も想定を上回って推移していることから、改めて状況を確認し、今後を展望したい。



#### 2 日銀金融政策(7月)

#### (日銀) 現状維持

日銀は7月30日~31日に開催した金融政策決定会合(MPM)において、金融政策の現状維持を決定した。これまで同様、無担保コールレート(オーバーナイト物)を0.5%程度で推移するように促すこととした(全員一致での決定)。

声明文と同時に公表された展望レポートでは、足元の食品価格上昇を受けて、 2025年度の物価上昇率を大きく上方修 正したうえ、26・27年度分についても小 幅に上方修正した。

#### (今後の予想)

今回の展望レポートで、不確実性に関する評価が緩和され、物価見通し及びそのリスクバランスが引き上げられたことは、米国と主要国(日本を含む)との関税協議合意を受けて、日銀内における先行きの物価目標達成に向けた見方がやや前向きになったことを示していると推測される。

#### 3 金融市場(7月)の振り返りと予測表

#### (10年国債利回り)

7月の動き(♪) 月初1.4%台前半でスタートし、月末は1.5%台半ばに。月初、減税法案を巡る米財政懸念と国内の財政拡張への警戒を受けて3日に1.4%台半ばへ上昇。

その後もトランプ政権の関税引き上げ 方針表明を受けた米インフレ懸念や、参 院選世論調査での与党苦戦の報を受けた 国内財政懸念によって上昇基調が継続し、 14日には1.5%台後半へと上昇した。

参院選での与党過半数割れを受けた 22日には、石破首相による続投表明等を 受けて一旦金利が低下。ただし…

「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、 当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」 よりご確認ください。



ネット ジャーナル

## 英国GDP(2025年4-6月期)

#### ~前期比 0.3%でプラス成長を維持

本レポートの文書(画像情報等含む)に関する著作権は、すべてニッセイ基礎研究所に帰属し、無断転載を禁じます。

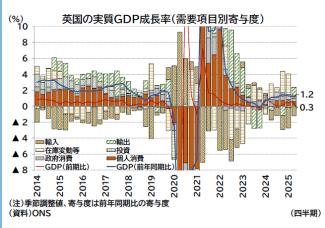
#### ニッセイ基礎研究所

## 1 結果の概要:前期比では 0.3%増に減速もプラス成長を維持

8月14日、英国国家統計局(ONS)はGDPの一次速報値(first quarterly yestimate) および月次GDPを公表し、結果は以下の通りとなった。

【2025年4-6月期実質GDP、季節調整値)】

前期比は0.3%、予想1(0.1%)より上振れ、前期(0.7%)から低下した



前年同期比は1.2%、予想(1.0%)より 上振れ、前期(1.3%)から低下した

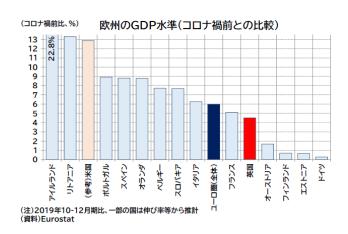
#### 【月次実質GDP(4-6月)】

 前月比は4月▲0.1%、5月▲0.1%、6月 0.4%となり、6月は予想(0.2%)より上 振れた

#### 2 結果の詳細:駆け込み需要の反動は予想より も軽微で、6月には高めの成長率を記録

英国の 4-6 月期の実質成長率は前期比 0.3% (年率換算 1.4%) となり、関税政策 の実施前の駆け込み需要など 2 で成長率 が押し上げられていた 1-3 月期(前期比 0.7%、年率 3.0%) から減速した。

4-6 月期の実質GDPの水準はコロナ 禍前(19年10-12月)と比べて4.5% ほど高い水準まで回復した。ただし、ユー 口圏各国と比較すると相対的に回復は遅れている。



前期比成長率を需要項目別に確認すると、前期比では個人消費が0.1%(前期0.3%)、政府消費が1.2%(前期▲0.4%)、投資が▲1.1%(前期2.0%)、輸出が1.6%(前期3.3%)、輸入が1.4%(前期2.0%)、前期比寄与度は在庫変動等が0.20%ポイント(前期▲0.11%ポイント)、純輸出が0.02%ポイント(前期0.34%ポイント)となった。在庫変動が成長率を押し上げた形であり、個人消費や投資は力強さに欠けた。

コロナ禍前比で見ると個人消費が 2.3%、政府消費が13.4%、投資が5.9%、 輸出が▲1.5%、輸入が12.2%で、輸出の 回復が相対的に遅れている。

経済・金融フラッシュの全文は、 当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」 よりご確認ください。 経営 TOPICS 統計調査資料 抜 粋

## 景気動向指数 (令和7(2025)年6月分速報)

内閣府、財務省 2025年8月7日公表

#### 結果の概要

#### -景気動向指数(一致指数)は、下げ止まりを示している-(基調判断据置き)

- ●生産、雇用等の 10 指標を合成することにより作成している景気動向指数(一致指数、速報値)は、6 月は前月と比較して 0.8 ポイント上昇し、2 か月ぶりの上昇となった。
- ●この要因として「輸出数量指数」や「生産指数(鉱工業)」等がプラスに寄与したことが挙げられる。
- ●これを機械的な基準に当てはめた結果、今月の判断は、前月と同じ「下げ止まり」となった。
- 1 6月のCI(速報値・令和2(2020)年=100)は、先行指数:106.1、
  - 一致指数:116.8、遅行指数:112.0となった(注)。

先行指数は、前月と比較して 1.3 ポイント上昇し、2 か月連続の上昇となった。3 か月後方移動平均は 0.50 ポイント下降し、4 か月連続の下降となった。7 か月後方移動平均は 0.23 ポイント下降し、3 か月連続の下降となった。

一致指数は、前月と比較して 0.8 ポイント上昇し、2 か月ぶりの上昇となった。3 か月後方移動平均は 0.34 ポイント上昇し、4 か月ぶりの上昇となった。7 か月後方移動平均は 0.23 ポイント上昇し、11 か月連続の上昇となった。

遅行指数は、前月と比較して 1.5 ポイント下降し、4 か月ぶりの下降となった。3 か月後方移動平均は 0.33 ポイント上昇し、9 か月連続の上昇となった。7 か月後方移動平均は 0.40 ポイント上昇し、17 か月連続の上昇となった。

#### 2 一致指数の基調判断

景気動向指数(CI一致指数)は、下げ止まりを示している。

- (注)公表日の3営業日前(令和7(2025)年8月4日(月))までに公表された値を用いて算出した。 以下の理由により、CIは全期間遡及改訂されている。
  - ●「L4 実質機械受注(製造業)」が、実質化に用いる国内品資本財物価指数の遡及改訂に伴い、令和 7(2025)年3月、4 月分で遡及改訂された。



#### 3 景気動向指数(一致指数)個別系列の推移

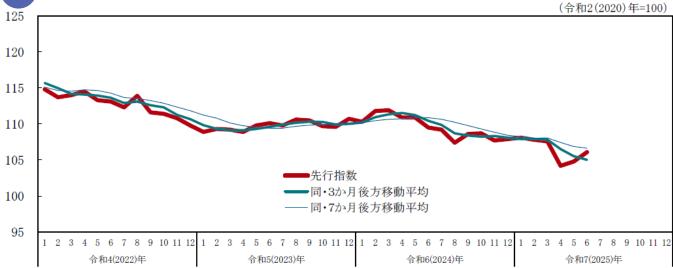
	単位	2025/3	4	5	6	
CI一致指数	2020年 =100	115.8	116. 0	116. 0	116. 8	
(前月差)	(ポイント)	(▲1.3)	(0. 2)	(0.0)	(0.8)	
(3か月後方移動平均(前月差))	(ポイント)	(▲0. 20)	(▲0.10)	(▲0.37)	(0. 34)	
(7か月後方移動平均(前月差))	(木° イント)	(0. 26)	(0. 23)	(0.01)	(0. 23)	[寄与度]
C1 生産指数(鉱工業)	2020年 =100	102. 4	101. 3	101. 2	102. 9	[ 0.27]
C2 鉱工業用生産財出荷指数	2020年 =100	98. 1	99. 6	98. 6	97. 6	[▲0. 19]
C3 耐久消費財出荷指数	2020年 =100	101.8	104. 6	106. 6	104. 2	[▲0. 18]
C4 労働投入量指数 (調査産業計)	2020年 =100	101.5	102. 7	103. 7	_	[ 0.01]
C5 投資財出荷指数 (除輸送機械)	2020年 =100	101.9	99. 3	104. 7	106. 9	[ 0.26]
C6 商業販売額(小売業) (前年同月比)	%	3. 1	3. 5	1. 9	2. 0	[ 0.01]
C7 商業販売額(卸売業) (前年同月比)	%	3. 4	1. 6	▲0.9	1. 7	[ 0. 25]
C8 営業利益(全産業)	億円	228, 645	_	_	_	[ 0. 20]
C9 有効求人倍率(除学卒)	倍	1. 26	1. 26	1. 24	1. 22	[▲0.38]
C10 輸出数量指数	2020年 =100	104. 0	102. 2	102. 0	106. 2	[ 0.49]

- ※寄与度は、一致指数の前月差に対する個別系列の寄与度を示す。
  - 当該系列の寄与度がプラスは \_\_\_\_、当該系列の寄与度がマイナスは \_\_\_\_
- ●「C4 労働投入量指数(調査産業計)」「C8 営業利益(全産業)」は現時点では算出に含まれていないため、トレンド成分を通じた寄与のみとなる。なお、各個別系列のウェイトは均等である。

#### 資料

#### 1 CI先行指数の動向

1 先行指数の推移 (令和 2 (2020) 年=100)

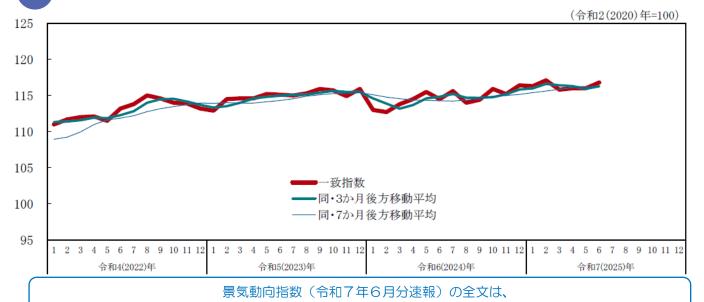


2 先行指数採用系列の寄与	度	令和7(2025	)年				
		1月	2月	3月	4月	5月	6月
CI先行指数		108.1	107.8	107.6	104. 2	104.8	106.
	前月差(ポイント)	0.2	-0.3	-0.2	-3.4	0.6	1.
L1 最終需要財在庫率指数	前月差	2.3	-1.6	3. 5	0.1	-4. 2	0.
	寄与度(逆サイクル)	-0. 26	0.24	-0.42	-0.02	0.55	-0.1
L2 鉱工業用生産財在庫率指数	前月差	-4.2	-0.2	1.1	0.2	-1.5	2.
	寄与度(逆サイクル)	0. 57	0.06	-0. 17	-0.05	0. 24	-0.4
L3 新規求人数(除学卒)	前月比伸び率(%)	1.9	-4. 1	1.7	1.6	-4.2	-1.
	寄与度	0. 19	-0.53	0. 17	0.15	-0.60	-0.2
L4 実質機械受注(製造業)	前月比伸び率(%)	-1.4	2.4	8.3	-0.9	-2.0	
	寄与度	-0.04	0.08	0.25	-0.05	-0.09	
L5 新設住宅着工床面積	前月比伸び率(%)	-2.2	4.8	35.2	-43.5	-13.4	20.
	寄与度	-0.12	0.31	0.58	-0.93	-0.64	0.8
L6 消費者態度指数	前月差	-0.8	-0.3	-0.7	-2.9	1.6	1.
	寄与度	-0.28	-0.11	-0.27	-1.04	0. 54	0.6
L7 日経商品指数(42種総合)	前月比伸び率(%)	0.2	-0.3	0.6	-2.9	-0.3	0.
	寄与度	-0.10	-0. 21	-0.05	-0.80	-0.22	0.0
L8 マネーストック(M 2 )(前年同月比)	前月差	0.0	-0. 1	-0.4	-0.3	0. 1	0.
	寄与度	0.03	-0.05	-0. 28	-0. 22	0. 13	0.3
L9 東証株価指数	前月比伸び率(%)	-0.1	0. 1	0.1	-7.6	8. 2	1.
The second take the SEC (April SEC)	寄与度	-0. 05	-0.04	-0.06	-0.57	0. 43	0.0
L10 投資環境指数(製造業)	前月差	-0. 15	-0.09	-0.09			
*** T   V ** T   V   D   Z   T   T   T   T   T   T   T   T   T	寄与度	-0. 19	-0. 12	-0. 12			
L11 中小企業売上げ見通しD I	前月差	6.8	-1.4	0.9	-3. 7	-2.0	-2.
TI HOME I A A LOCAL	寄与度	0. 39	-0. 12	0. 01	-0.31	-0.20	-0.2
一致指数トレンド成分	ate to the	0.40	0.45	0.45		0.40	
	寄与度	0. 12	0. 15	0. 17	0. 37	0.49	0.4
0.) 1 1 1/1 1/1 1/1 1/1	T	105.0	107.6	107.0	100.5	105.5	405
3か月後方移動平均	24 F 24 ( 10 2 5 )	107.9	107. 9	107.8	106. 5	105. 5	105.
5) BW 1451 X 6	前月差(ポイント)	-0. 20	0.03	-0. 10	-1.30	-1.00	-0.5
7か月後方移動平均	24 F 24 ( 18 2 )	108. 2	108.0	108. 1	107. 4	106. 9	106.
	前月差(ポイント)	-0.20	-0.20	0.03	-0.63	-0.56	-0.2

(注) 逆サイクルとは、指数の上昇、下降が景気の動きと反対になることをいう。「L1 最終需要財在庫率指数」及び「L2 鉱工業用生産財在庫率指数」は逆サイクルとなっており、したがって、指数の前月差がプラスになれば、C I 先行指数に対する寄与度のマイナス要因となり、逆に前月差がマイナスになれば、プラス要因になる。

#### 2 CI一致指数の動向

#### 1 一致指数の推移



当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。



# 持続可能な社会を実現する<br/>中小企業が取組むべき<br/>グリーントランスフォーメーション

- 1. GX が求められる背景と中小企業が取組むべき理由
- 2. GX の定義と取組むことで期待される効果
- 3. GX 推進の具体的なステップ
- 4. 中小企業の GX 成功事例紹介



#### ■参考資料

中小企業庁:2024年度版 中小企業白書、経済産業省:我が国のグリーントランスフォーメーション政策、中小企業等のGX推進に向けて、環境省:SBT等の達成に向けたGHG排出削減計画策定ガイドブック2022年度版

## 1

#### 企業経営情報レポート

## GX が求められる背景と中小企業が取組むべき理由

近年注目が高まっている GX (Green Transformation/グリーントランスフォーメーション) は、持続可能な社会を実現するための対応として、日本でも徐々に推進されています。 この GX とは、脱炭素と経済成長の両立を目指し、エネルギー転換や産業構造の変革を進める取組みのことを指します。

そこで、本レポートでは、GXの概要や、新たにGXを始める上での具体的なステップと取組み事例を紹介し、中小企業の社会的意義の向上や自社での今後の取組みの参考にしていただければ幸いです。

#### ■ GX に対する国際社会の動向と日本の変遷

#### (1)GX に対する国際社会の動向

気候変動への対応は、いまや全人類が避けて通ることのできない地球規模の課題となっています。特に近年は、世界各国で脱炭素社会の実現に向けた政策が加速しており、その中心にある概念が「グリーントランスフォーメーション(以降 GX)」なのです。

この GX の推進は、2015 年に採択された「パリ協定」が土台となっており、世界の約 200 か国が産業革命以後の気温上昇を 1.5℃以内に抑えることが目標として掲げられています。その後、主要国は相次いでカーボンニュートラル宣言を打ち出し、GX に向けた取組みを制度・市場の両面から加速させてきています。

また、GX の動向は国際的な金融・投資の判断にも影響を及ぼしており、ESG 投資(環境・

社会・ガバナンスを重視した投資)は年々増加傾向にあります。2022年時点で、世界の ESG 資産は約41 兆ドルに達したとされています。

さらに、G7 や COP (気候変動枠組条約締約国会議)では、GX 関連の政策調整や炭素価格制度の整備も進められており、もはや GX は単なる環境対策にとどまらず、経済競争力の源泉ともなりつつあります。

#### ■主要各国のカーボンニュートラル目標

国・地域	宣言した年月	達成予定年
日本	2020年10月	2050年
欧州連合(EU)	2019年12月	2050年
アメリカ合衆国	2021年4月	2050 年
中国	2020年9月	2060年
インド	2021年11月	2070年

#### (2)GX に対する日本の対応の変遷

日本では、2020年10月のカーボンニュートラル宣言以前、1993年にUNFCCC

(United Nations Framework Convention on Climate Change~気候変動に関する国際連合枠組条約)を批准していましたが、その当時の取組み状況は「国際社会の一員としての参加」が主で、具体的な国内対策は限定的となっていました。



#### 企業経営情報レポート

### GXの定義と取組むことで期待される効果

#### ■ GX の定義と主要な取組み事項

#### (1)GXの定義

GX (Green Transformation/グリーントランスフォーメーション)とは、気候変動への対応を経済社会の成長機会と捉え、エネルギーの転換や産業構造の変革を通じて脱炭素社会への移行を図る取組みの総称をいいます。具体的には、環境負荷を低減しながら国際競争力を確保・強化するための戦略的施策であり、再生可能エネルギーの導入、エネルギーの効率化、グリーン投資の促進などを通じて、持続可能な社会の実現を目指すことを指しています。

そしてこれは、単なる環境対策にとどまらず、温室効果ガスの排出削減と経済成長の両立を目指す包括的な変革であり、政府・企業・個人すべてのレベルで取組むべき課題とされています。

#### (2)GX の主要な取組み事項

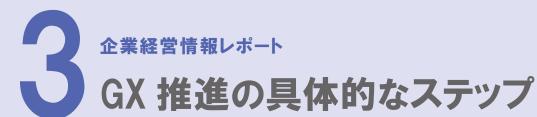
既に GX に取組んでいる企業は数多く存在しています。そこで GX 推進にはどのような項目 や目的があるのかを、取組み事例とともに以下に記載します。

#### ■GX推進項目と目的、取組み例

GX 推進項目と目的	取組み例
再生可能エネルギーの導入拡大 目的: 化石燃料依存からの脱却	・屋根や遊休地への太陽光パネルの設置 ・再エネ由来の電力(グリーン電力)に契約切り替え ・再エネ電力を供給する小売電力会社への切り替え
省エネルギーの徹底 目的:エネルギー使用効率の最大化	・高効率 LED 照明や空調機器への更新 ・断熱性の高い建材や窓へのリフォーム ・省エネ診断(公的支援制度あり)の実施
カーボンプライシング制度の導入対応 目的:排出にコストを持たせ行動変容を促す	・自社の CO <sub>2</sub> 排出量を可視化・定量把握 ・地方自治体などで試行されている排出量取引制度への参加 ・炭素税のコスト影響を見据えた経営計画見直し
サプライチェーン全体での脱炭素対応 目的:取引関係全体での環境責任の共有	・取引先企業からの CO₂排出量報告要請に対応 ・自社が部品や素材のエコ仕様を要求・選定する立場となる ・環境配慮型調達方針の策定と開示
グリーン投資・技術開発の促進 目的:競争力あるグリーン技術の開発・導入	・GX 関連補助金・助成金の活用 ・脱炭素技術(例:電動フォークリフト、蓄電池など)の導入 ・自治体や業界団体との連携による共同研究・モデル事業への参加

参考:経済産業省『我が国のグリーントランスフォーメーション政策』、経済産業省『中小企業等のGX推進に向けて』 中小企業庁『2024年度版 中小企業白書』

上記表からも、様々な項目と目的、取組み事項があることが分かります。では実際に中小企業がGXに取組むことでどのような効果が期待できるのか、以降で詳しく解説します。



ここまでに紹介してきた GX は、決して単発的な取組みではなく、事業の中に組み込まれる べきものです。とはいえ、取組みを始めてもすぐに成果が出るというものではないため、現状を 正しく把握し、自社の実情に合った計画を立て、段階的に取組みを進めていくことが肝要といえます。

そこで本章では、中小企業がGXを進めていくために押さえておきたい基本的なステップを、順を追って解説します。

#### ■ GX 推進の具体的なステップ

GX を新たに推進する上では、実施可能な取組みを選定し実行することが最も重要であり、そのためにはいくつかのステップを踏む必要があります。

以下に GX 推進の具体的なステップを記載します。

STEP 1		
現状を知る(自己診断)	・自社のエネルギー使用量、排出量、コスト構造を可視化する ・Scope1・2の排出量の概算把握 ・従業員の環境意識や社内体制の確認	

※Scope1:企業自身が所有・管理する施設・車両などからの GHG 排出

※Scope2:他社から購入した電力や熱の使用に伴う排出

STEP 2		
GX 計画を立てる	・自社の業種や規模に応じた GX の優先分野を整理 ・短期(すぐできること)・中長期(時間や投資が必要なこと)に分類 ・可能であれば GX 目標や KPI を設定	

STEP 3		
実現可能で即効性のある対策から始める	<ul><li>・即効性がある対策(省エネ・節電・意識改革など)から着手</li><li>・外部支援(補助金・専門家)を活用しながら進める</li><li>・成果を見える化し、社内外に共有する</li></ul>	

STEP 4		
振り返りと改善	・導入後の効果検証(エネルギーコスト削減など) ・従業員の反応などのアンケート調査 ・改善点や次のアクションを定期的に見直す	

## 企業経営情報レポート 中小企業の GX 成功事例紹介

## 事例1:GX を通じてコスト改善に繋げたA社の事例 企業概要 社員数 正社員 約80名 業種 総合電子機器メーカー 所在地 福井県 売上高 約1,000百万円

A社は、プリント基板の設計・実装・組立や分析計測器の組立・調整等の事業を行う総合電子機器メーカーです。同社は、各工場に「省エネ推進チーム」を配置し、工場間で優良事例を横展開するなど、省エネ活動が企業文化として根付いていました。

そのような中、取引先においてサプライチェーン単位で省エネ・省 CO₂を捉える考え方が普及してきたことから、さらなる省エネ・省 CO₂に取組むことになりました。

#### (1)A社の GX 推進

同社は、最初に経済産業省の省エネ診断を活用し、エネルギー消費量の見える化に取組みました。 その上で、電力会社の協力で収集した各設備のエネルギーの使用比率を算出し、空調設備の室外 機のフィンの清掃や蛍光灯の LED 化を図るなど、診断結果の報告書で提案された7つの改善策 を実行しました。

- 「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、専門家による省エネ診断を支援
- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイス。省エネ診断を受けた場合は、省エネ 補助金の加点措置を行っており、診断から設備支援まで、一体とした支援を実施。

#### ①事前アンケート・面談

- 診断員が、工場のエネルギー管理 者等と面談。
- 工場の設備の仕様や、普段の設備の使い方を確認し、 ウォークスルーでの重点確認 ポイントをすり合わせる。



#### ②ウォークスルー

- 工場内をまわり、エネルギーの使い 方を確認。
- 熱エネルギーの活用状況確認にあたっては、赤外線画像等も用いて、 うまく活用できていない熱エネルギーの所在を確認。



#### ③アフターフォロー

- ウォークスルー後、再度面談で、そ の場でできる省エネのアドバイスを 実施。
- 実施。 \*4割の企業で、費用のかからない運用改 善の提案を実施できている。
- 後日、診断員が、工場でできる省 エネの余地をまとめた資料を作成 し、中小企業に提案・説明を実施。

■ 省エネ診断を実施している民間企業の例

(一財)省エネルギーセンター、(一社)カーボンマネジメントイニシアティブ、(一社)省エネブラットフォーム協会、東京電力エナジーバートナー(株)、北陸電力(株)、西部瓦斯(株)、静岡ガス・エンジニアリング(株)、ダイキン工業(株)、バナソニック(株)、三浦工業(株)等(令和5年度実績)

**—** 

省エネ補助金の加点措置

出展:中小企業庁『2024年版 中小企業白書』

レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。

経 営 データ ベース





ジャンル:入社・退職・休職 > サブジャンル:労働時間

## 出張から帰社後の 不就労時間の取扱い

出張先から帰社した後、終業時間前に帰宅した場合、早退として賃金控除してもいいのでしょうか。

旅費規程等に特別の定めがない場合は、不就業時間と扱って賃金控除して 差し支えありません。特別な定めがある場合は、その定めによります。

旅費規程等に特別な定めがない場合は、不就業時間として、賃金控除が可能となりますが、この特別な定めとは、「宿泊、日帰り出張にかかわらず、出張中は通常の勤務時間を勤務したものとして取り扱います。ただし、特段の指示をした場合はこの限りではない。」といった文言(例)で規定します。

#### ○相対的必要記載事項

- 1. 退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
- 2. 臨時の賃金等(退職手当を除く。)及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項
- 3. 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項
- 4. 安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事
- 5. 職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 6. 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 7. 表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項
- 8. 前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項

なお、旅費規程等については、労働基準法第89条第1項第10号により相対的必要記載事項に該当しますので、労働者のすべてに適用する定めをする場合は、必ず就業規則に記載しなければなりません。

#### ■出張から帰社後の不就労時間の取扱い

旅費規程等

特別な定めをしている場合

特別な定めをしていない場合

旅費規程等がない場合

旅費規程等で定めるところによる

不就業時間と扱って賃金控除できる。(もちろん賃金を支払っても差し支えない)





ジャンル:入社・退職・休職 > サブジャンル:労働時間

## 残業時間の信憑性 に疑問がある場合

## 自己申告された残業時間の信憑性に疑問がある場合にはどうすればよいでしょうか。

労働基準法第 108 条は「使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他命令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない」と、使用者に賃金台帳の作成義務を課しています。

そして、同法施行規則では、賃金台帳に記載すべき事項について、以下を挙げています。

(1) 氏名

(2)性別

(3)賃金計算期間

(4) 労働日数

(5) 労働時間数

(6) 時間外·休日·深夜労働時間数

(7)基本給、手当その他の賃金額

(8)賃金の一部控除額

したがって、使用者は、賃金台帳を作成するために、1人ひとりの労働者の労働時間等について把握する必要がありますが、労働時間の把握の方法には、タイムレコーダーを利用する、上司が出勤を記録する、自己申告制とするなど、企業によって様々な方法が採られています。

ところで、ご質問では自己申告制を採用しているが、その申告の信憑性について疑いをもって おられるとのことです。

こうしたことはよくあることですが、使用者側からみれば、一般に、労働時間の自己申告制は本人の申告によって労働時間を把握しようとするものですから、そこには強い信頼関係がベースになるものです。

ご質問では、その信頼がゆらぐような事態が生じているものと推察されます。

そこで、この問題を解決するためには、信頼関係を回復するために率直な意見交換をしてみる 必要があります。それでも解決しないようであれば、労働時間の管理を実施するとともに、具体 的に日々の労働時間を把握する必要があります。

そのための方法には、仕事の進行状況を随時チェックするなど、労働時間の管理を強めることを前提に、出先で終業時にメールやFAXで連絡させるとか、時間外労働をするときは事前申告をさせるなどの方法を講じるようにするとよいでしょう。

ただし、この場合にも、申請された時間外労働に対しては、割増賃金を支払う必要があります ので注意してください。



#### 週刊 WEB 企業経営マガジン No. 933

【著 者】日本ビズアップ株式会社

【発 行】税理士法人 森田会計事務所 〒630-8247 奈良市油阪町456番地 第二森田ビル 4F

TEL 0742-22-3578 FAX 0742-27-1681

本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複写することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。